

森林環境譲与税の使途公表について

平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町村による森林整備に必要な財源を確保するために森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

本町においても令和元年度より国から森林環境譲与税が譲与されています。森林環境譲与税は法律で使途が定められており、市町村及び都道府県は森林環境譲与税の使途を公表しなければならないとされています。

○令和2年度活用実績

(単位：千円)

事業区分	事業名	事業内容	事業費
事業支援システムの構築	森林環境譲与税事業	図面や森林台帳を一元管理し森林整備に活用するための森林情報システムの導入	132
基金積立（森林整備等）	森林環境譲与税事業	中山町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進にかかる財源に充てるため、中山町森林環境譲与税基金を設置	1,382
合 計			1,514